

不法投棄は犯罪です！

南部町内にて、道路沿いや空き地または山林に、使用しなくなった家電製品や家庭から出たゴミ(弁当ガラ、ペットボトル、空き缶、衣類など)を捨てる行為が後を絶ちません。

不法投棄は、美しい自然や地域の景観を壊すだけでなく、立派な犯罪行為です。違反をした場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

町では巡回等を行い防止に努めておりますが、町民の皆様も不法投棄について、一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。ゆるさない。」という思いで、不法投棄の発見や監視にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。もし不法投棄を発見された際は、下記までご連絡ください。

【問合せ先】 町民生活課 環境衛生室 TEL 64 - 3781



自動車事故による育成資金貸付・介護給付のご案内

■交通遺児等育成資金の貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいになられた方のお子さんに、無利子の育成資金をお貸しします。

●貸付対象者／該当のお子さんを扶養している保護者

●貸付金額 (※子ども1人につき無利子)

- ・一時金 (貸付時) 15万5千円
- ・貸付期間中 毎月2万円
- ・小中学校入学時の入学支度金 4万4千円

●貸付期間／貸付を決定した月からお子さんが中学校を卒業する月まで

●返還期間／お子さんの中学校卒業後6か月、または1年据え置いてから月賦・半年賦併用による20年以内の均等払い

※ただし高校・大学のへ進学した場合、在学中は返還猶予

■自動車事故による重度後遺障がい者介護料給付

自動車事故で脳、脊椎・胸腹部に損傷を受けたことで重度の後遺障がいを残し、介護を要する方に介護料を支給します。

●受給対象者／受給資格者の法定代理人、または扶養している方

●受給資格者／自賠責認定通知書が1級1・2号、または2級2・3号の方

※ただし、労災や介護保険など他法令から給付を受けている場合を除く。

●支給額／月額2万9,290円～13万6,880円 (症状に応じて支給)

●支給期間／申請書を受理した月から、支給すべき事由が消滅した月まで

【問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構 鳥取支所
TEL (0857) 24-0802

NPO法人なんぶSANチャンネル新体制

NPO法人なんぶSANチャンネル平成25年度定期総会が、5月20日(月)に緑水園で開催され、平成24年度事業報告と決算、平成25年度事業計画案と予算案がともに承認されました。また、役員改選で次の皆さんが役員に承認され、新体制が次のとおり決定しました。任期は平成25年5月20日から2年間です。

- ・理事長 野口隆資
- ・副理事長 塚田勝美
- ・理事 市橋英樹
- ・理事 岡田久男
- ・理事 永江博志
- ・理事 仲田司朗
- ・監事 森吉幸久
- ・監事 板持 秀

【退任理事】井塚照雄 原和正 秦美登里